

右折時の死傷事故を減らす

暗い時間帯が長くなる時期

歩行者・自転車に注意

- ◆右折時の死傷事故を減らす
- ◆法令等の改正・お知らせ
- ◆今までに公開している資料一覧

◆右折時の死傷事故を減らす

- 右折時の死傷事故が発生しています
- 右折時の死傷事故は左折時の○倍！
- 右折時の死傷事故は減っていません
- 右折時は確認しなければならない所が多い
- 夜間は同方向の歩行者・自転車に注意



➤ 右折時の死傷（対歩行者・自転車）事故が発生しています

事業用自動車の右折時の死傷事故発生件数推移（暦年）

		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
バス	発生件数	20	27	31	31
	死亡事故件数	1	1	0	0
ハイタク	発生件数	529	510	471	463
	死亡事故件数	1	1	1	0
トラック	発生件数	440	484	426	417
	死亡事故件数	16	19	11	21

➤ 右折時の死傷事故は左折時の○倍！

事業用自動車の右折・左折時の死傷事故件数（令和元年）

バス			ハイタク			トラック		
左折	右折	左折時との比較	左折	右折	左折時との比較	左折	右折	左折時との比較
22	31	左折時の 1.4倍	168	463	左折時の 2.8倍	115	417	左折時の 3.6倍

➤ 右折時の死傷事故は減っていません

各モードの代表的な事故類型※との比較

※各モードの事故類型で一番発生件数が多かった類型（令和元年）

バス

H28年

R1年

車内事故

400件



328件

（18.0%減少）

右折時死傷事故

20件



31件

（55.0%増加）

➤ 右折時の死傷事故は減っていません

各モードの代表的な事故類型※との比較

※各モードの事故類型で一番発生件数が多かった類型（令和元年）

ハイタク

H28年

R1年

出会い頭事故

2790件



2239件（19.7%減少）

右折時死傷事故

529件



463件（12.4%減少）

➤ 右折時の死傷事故は減っていません

各モードの代表的な事故類型※との比較

※各モードの事故類型で一番発生件数が多かった類型（令和元年）

トラック

H28年

R1年

追突事故

8825件



6875件（22.1%減少）

右折時死傷事故

440件



417件（**5.2%減少**）

➤ 右折時は確認しなければならない所が多い

第1当四輪車行動類型別事故件数と「信号無視」事故件数（平成23年）

	発進	直進	左折	右折	その他	合計
信号交差点死傷事故件数 (第1当4輪車)	7,779	32,256	16,393	38,924	2,858	97,580
うち「信号無視」事故件数	1,134	16,515	240	1,032	75	18,966

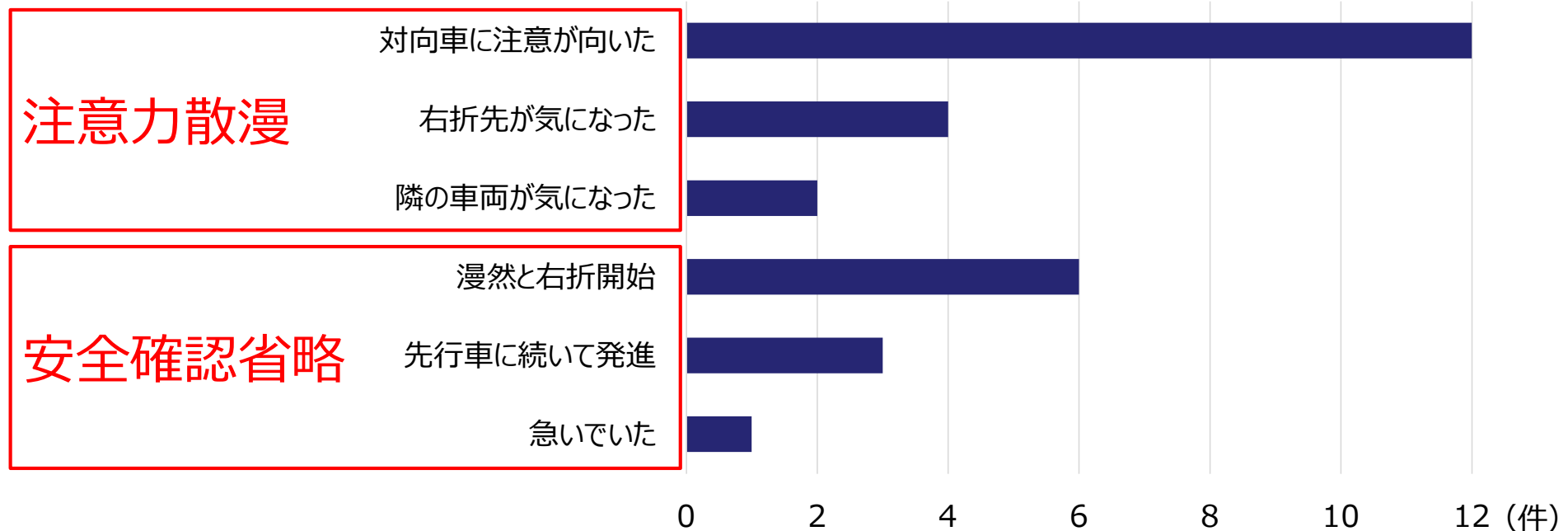
出典：公益財団法人交通事故総合分析センター（I T A R D A）

他の事故類型と比較し、
右折事故のほとんどが青信号で交差点に進入している
（信号を守っているのに事故が起こる）

相手は信号無視なのか？ ←信号無視ではない

➤ 右折時は確認しなければならない所が多い

右折事故における四輪運転者の人的事故要因



出典：公益財団法人交通事故総合分析センター（ITARDA）

「対向四輪車の動きが気になって」「右折した先の状況が気になって」
「漫然と右折して」「先行車に続いて」

・・・交差点横断歩道上の歩行者・自転車に気づかなかった（事故）

- 右折時は確認しなければならない所が多い
「注意力散漫」「安全確認省略」

どう防ぐ？

右折**開始前**の安全確認

右折先での**十分な減速**と安全確認

交差点進入～右折開始～交差点通過～
一連の動作が「流れて」いませんか？

- 右折時は確認しなければならない所が多い
一連の動作が「**流れて**」「**確認したふり**」になっていませんか？

- ① 交差点進入
- ② 右折開始
- ③ 交差点通過

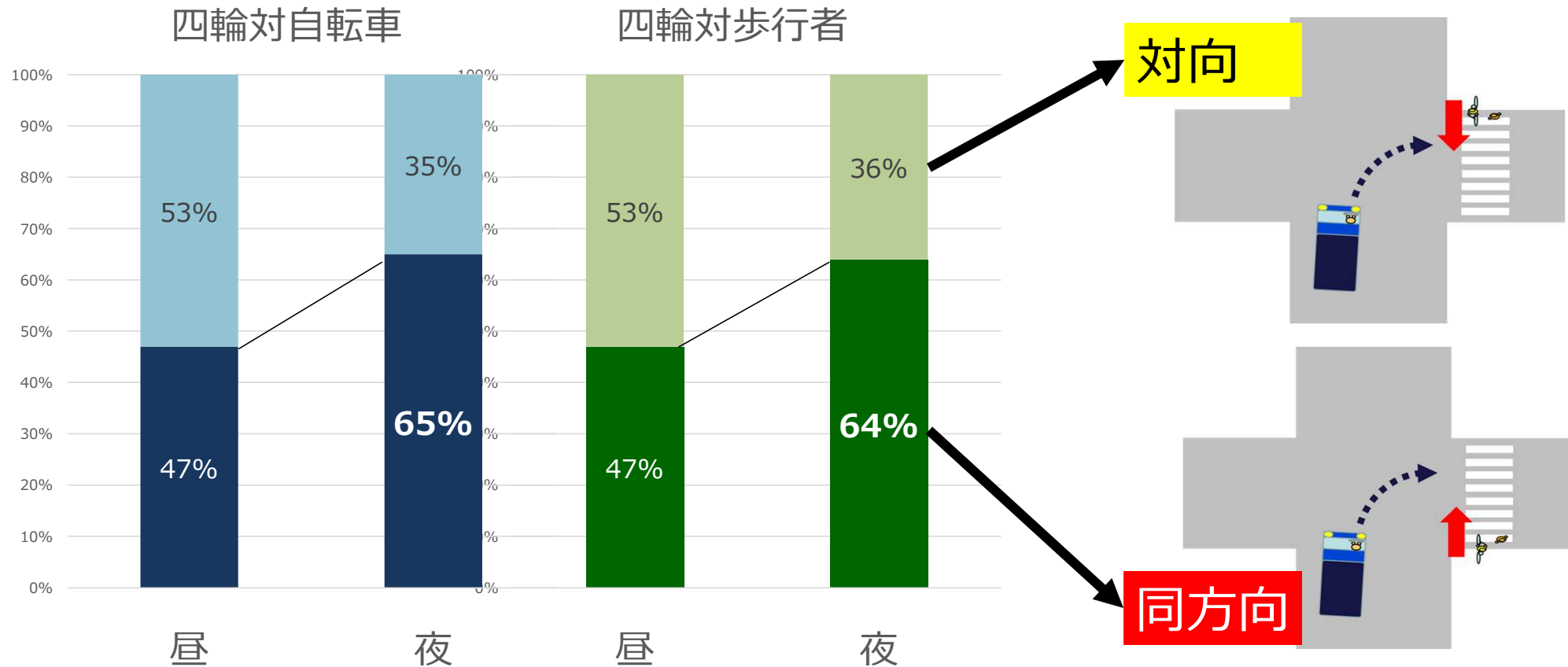
～わかっているけど おさらい～

右折時は「**徐行**」しなければならない（道路交通法第34条第2項）

- 幅員の大きな道路での右折時、**交差点進行速度が高くな**っていませんか？（信号・対向車・自転車・歩行者、確認できますか？）
- 「**前車が進入できたから**」確認を省略していませんか？
- 確認ができない、危険と感じたときに止まれますか？（動作が流れ、止められなくなってますか？）

➤ 夜間は同方向の歩行者・自転車に注意

昼夜別 自転車・歩行者進行方向比率（平成19～23年）



出典：公益財団法人交通事故総合分析センター（I T A R D A）

昼間と比較し、夜間の「同方向」の歩行者・自転車の事故が増加する
周辺が暗いため、ヘッドライトが届きにくく認識しづらくなる
特にこれからの時期「しっかり確認、ゆっくり進行」で

- ✓ 右折時の死傷事故は左折時よりも多い
- ✓ 右折時の死傷事故は減っていない
- ✓ 安全確認は「流れ」で行わない
- ✓ 夜間は同方向の歩行者・自転車に注意
- ✓ 落ち着いてしっかり確認！

◆法令等の改正・お知らせ

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則 の一部改正

全業態

整備管理者選任後研修の通知が廃止されました

今後選任後研修を受講する際は
事業者の管理の下以下①または②の時期に
計画的に受講させる必要があります

- ① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
 - ・ 選任届出をした年度又はその翌年度
- ② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
 - ・ 最後に研修を受けた年度の翌々年度（2年度ごと）

研修の受講は、各県の運輸支局へ申込期間中に受講申込
の上、受講していただく必要があります。

（研修実施日、申込期間等詳細については各運輸支局へお問い合わせください）

自動車交通部旅客第一課からのお知らせ

旅客（バス）

○乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

① 路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例

→ **別紙チラシ**（次のスライドをご参照ください）

② 運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例

→ 猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

○貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

① 運送の申込者に対して交付する**運送引受書**の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加（令和元年8月～）② 毎事業年度に報告する**事業報告書**の記載項目に、手数料等を追加（令和2年4月～）

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ

【別紙】

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

- 路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。
- 運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法（※）の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

【運行中断に対する行政処分の状況】

平成28～30年度 5件の違反があり、行政処分（車両の使用停止等）

※道路運送法 第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○効率的な運行が認められる場合（一般バス）

終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。



○運行計画の届出手続き

運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。

○実施する上での留意事項

- ・ 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
- ・ 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと 等

問い合わせ先：国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課（052-952-8035）

愛知運輸支局 輸送・監査担当（052-351-5312）

静岡運輸支局 輸送・監査担当（054-261-2898）

岐阜運輸支局 輸送・監査担当（058-279-3714）

三重運輸支局 輸送・監査担当（059-234-8411）

福井運輸支局 輸送・監査担当（0776-34-1602）

平成18年3月23日付け
事務連絡
「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

事務連絡
平成18年3月23日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

昨年10月、静岡県内の乗合バス事業者において、運行計画に定める運行系統の終点まで運行せず、運転者の判断により運行を中断し、帰庫するという事例が発覚したところである。

この事例では、数ヶ所の停留所において、乗客の存否を確認しないまま、当該運行系統の途中から運行を中断し、回送扱いとして帰庫しており、事業計画及び運行計画に定めるところに従いその業務を行わなかった点が問題となった。

事業計画及び運行計画に定める業務の確保については、適切に対処すべきところであるが、一方で、駅前等の渋滞解消等交通環境面への配慮及び事業効率化等の観点から、一般バス等の効率的な運行については、十分配慮することが必要である。このため、今般、下記1.に掲げる場合に該当することについて運転者が確実に確認を行った上で、運行管理者の指示を受けている場合であつて、2.に掲げる事項を遵守しているときに限り、旅客の利便を阻害しないものとして効率的な運行を認めることとしたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれない。

記

1. 効率的な運行として認める場合

- (1) 一般バス
 - ① 一般バス路線における運行系統であつて、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
 - ② 一般路線における運行系統であつて、乗車専用又は降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- (2) 高速バス
 - ① 高速バス路線における運行系統であつて、乗車専用又は降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
 - ② 高速バス路線における運行系統であつて、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。
 - ③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し帰庫する場合。

(3) 定期観光バス

- ① 定期観光バス路線における運行系統であつて、始発停留所からの旅客の乗車が存しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。
- ② ①以外の場合であつて、予約制をとっている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

2. 事業者の遵守事項

- (1) 1. の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。
- (2) 当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準（運輸規則第27条第1項）中「5 その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第27条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ提示すること。さらに、乗務記録（運輸規則第25条第1項第3号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。
- (3) 当該運行を行う場合は、道路運送法第71条第1項第5の5号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況についても、狭隘な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html>

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）

トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化

- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② 荷主勧告制度（既存）の強化
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年までの時限措置】

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【平成35年までの時限措置】

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日 3. 令和元年7月1日 4. 令和元年12月14日 【標準的な運賃の告示日は令和2年4月24日】

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

全業態

昨年の金山駅タクシー事故を踏まえ、高齢運転者による交通事故防止に係る通達が発出されていることから、改めて**適性診断**や**健康診断**の受診、**法令順守**等の指導の徹底をお願いします。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

「**飲酒運転**」、「**車検切れ運行**」が発生しています。
今一度、自社の運行管理、車両管理体制の確認をお願いします。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染対策について、徹底をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染等が確認された場合には、速やかに中部運輸局又は最寄りの運輸支局に対して御報告願います。

（参考）

内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/engine_fever_qa_00001.html

中部運輸局ホームページ「新型コロナウイルスの予防・まん延防止について」

http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona_index.html

連絡先（電話番号）

- ・ 愛知運輸支局：052－351－5382
- ・ 静岡運輸支局：054－261－7622
- ・ 岐阜運輸支局：058－279－3715
- ・ 三重運輸支局：059－234－8412
- ・ 福井運輸支局：0776－34－1603
- ・ 中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課
：052－952－8044
- ・ 国土交通省自動車局安全政策課
：03－5253－8111（代

表）

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

新型コロナウイルス感染症対策下における
アルコール検知器の取扱いについて(本省事務連絡)

1. アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。

このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。(※1)

2. アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ(※2)を参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を採ることが適当です。

(※1)問合先については、アルコール検知器協議会ホームページ内に掲載予定です。

(※2)アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」**(次のスライドも合わせてご参照ください)**

<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>

全業態

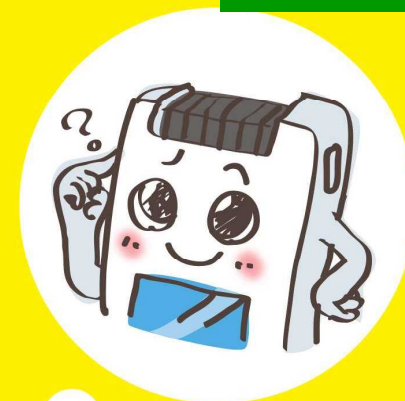


COVID-19

新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用

にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。



手順①

手指を
アルコール除菌

手順②

石鹸で手指洗い



手順③

アルコール検知器
の使用

手順④

手指を
アルコール除菌

- ◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。
- ◎手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。
- ◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。

※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。



アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM

お使いの無線機は大丈夫ですか？

〈総務省東海総合通信局からのお知らせ〉

全業態



原則として、電波を発射するには無線局の免許又は登録が必要です。（無線局免許がない無線機の電源がオフ、またはマイクやアンテナが外されている状態でも、すぐに電波の発射が可能な状態に復元できる場合は、電波法違反になります。）

不法無線局(免許されません)

不法市民ラジオ（不法CB無線）



不法CB無線機

送受信機とアンテナが分離。ブースターを接続して1 kWを超える電力を送出する不法無線局がある。

【不法無線局による主な妨害事例】

- ・ 電話の通話に雑音が入る。テレビの画面、音声 が乱れる。
- ・ 電子機器（OA機器等）が誤作動。
- ・ 漁業用無線が使用できなくなる。

不法パーソナル無線



パーソナル無線機

平成27年12月1日以降は、新たな免許は取得できません。免許を受けずに使用したり、改造により周波数を逸脱、あるいは正常な動作を行わず、他の無線局へ妨害を与える。

【不法無線局による主な妨害事例】

- ・ 携帯電話が使用できない。

FRS及びGMRS（外国規格のトランシーバー）



国内規格の特定小電力トランシーバーに比べ、安価、通話距離が長い、チャンネル数が多くて便利と宣伝されている。防災行政用無線や放送事業用無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

会社のダンプ、トラックにアマチュア無線機を設置している方へ

【アマチュア無線はルールを守って正しく使いましょう】

- ・ **仕事に使っては、いけません。**
（業務用通信を行う場合は、簡易無線等を使用しましょう。）
- ・ **コールサインは、必ず言いましょう。**
- ・ 免許された内容で、運用しましょう。
- ・ 周波数の使用区別を守りましょう。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/denpa/siyoukubetu/index.html>（総務省ホームページへ）

- ・ 無免許でのアマチュア局の開設・運用は法律で罰せられます。
- ・ 総務省では、不法電波を監視しています。



無線局免許状（例）

お問い合わせ先：
総務省東海総合通信局
電波監理部監視課
052-971-9472

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

◆今までに公開している資料一覧

公開時期	テーマ
平成30年 4～ 6月期 7～ 9月期 10～12月期	点呼 適性診断 健康管理 ハード面の安全対策
平成31年 1～ 3月期 4～ 令和元年6月期	点呼
令和元年 7～ 9月期 10～12月期	指導監督 ドラレコ活用
令和 2年 1～ 3月期 4～ 6月期 7～ 9月期	車両の点検整備 運転者に対する指導監督（予測・回避） 手続き・確認をお忘れ無く
今回の資料 10～12月期	右折時の死傷事故を減らす

過去の資料は中部運輸局HPに公開しております。

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>